

議案第 39 号

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 22 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、本市の小規模保育事業等における満 3 歳以上満 4 歳未満および満 4 歳以上の児童に対する保育士等の配置基準を改定するため、この案を提出するものである。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年米原市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士および保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項および第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項および第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事</p>	<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね <u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事</p>	<p>・小規模保育事業所A型における3歳児および4・5歳児の職員配置基準の改定</p> <p>・小規模保育事業所B型における3歳児および4・5歳児の職員配置基準の改定</p>

<p>業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>・保育所型事業所内保育事業所における3歳児および4・5歳児の職員配置基準の改定</p> <p>・小規模型事業所内保育事業所における3歳児および4・5歳児の職員配置基準の改定</p>
---	---	---